

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3【有償勘定技術支援】

調達管理番号：21a00911

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクト
フェーズ3【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2025年6月

本プロジェクトの基本合意文書（R/D）の締結は2022年1月中を予定しており、本契約は右締結後に行われるものとします。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

（5）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1）第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2）第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3）第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4）第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【大垣内 Ogaito.Ayumi@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

5 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3）独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程

(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めず。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3詳細計画策定調査」(調達管理番号:20a00652)の受注者(株式会社アルメックVPI)及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年1月6日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年1月13日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

現地再委託に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) 本邦研修にかかる経費： 12,000 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 (IDR1) = 0.00792 円

b) US\$1 = 113.603 円

c) EUR1 = 128.135 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項
特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／都市開発
- b) 都市交通・公共交通計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 20.90 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月14日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容

について面談で説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1 1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）

に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.3 その他留意事項

(1) 配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとも

に、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：公共交通指向型開発、都市開発事業の計画立案、事業管理にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。また、コロナ禍の影響により渡航できない場合の対処方針について記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

a) 業務主任者／都市開発

b) 都市交通・公共交通計画

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験

地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市開発）】

- a) 類似業務経験の分野：都市開発・公共交通指向型開発にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国及び全開発途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：都市交通・公共交通計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市交通・公共交通計画にかかる各種業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：インドネシア国及び全開発途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／都市開発</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市交通・公共交通計画</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月26日（水） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「インドネシア国ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3【有償勘定技術支援】」（以下、「プロジェクト」という）に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ジャカルタ首都圏(JABODETABEK)は約 6,580 平方キロに人口約 3,100 万人(2021年)を抱える大都市であり、ジャカルタ首都特別州に隣接する県の人口増加が著しい堅調なインドネシア経済の成長を背景として、ジャカルタ首都特別州の自動二輪車、乗用車、貨物車、バスを含む車両登録台数は、2010年の約 1,199 万台から、2016年には約 1,786 万台の約 1.5 倍に増加している。特に、市民の移動手段として自動二輪車が爆発的に普及した結果、ジャカルタ首都圏における公共交通の分担率は、2002年の約 60%から、2018年には約 10%まで減少し交通混雑の悪化が著しい。交通混雑は投資環境の悪化や排気ガスによる大気汚染につながっているとされ、年間経済損失額は約 7,700 億円(2018年)と算定されている。

かかる状況に対し、インドネシア政府が、公共交通の分担率を 2029 年までに 60%まで引き上げることを目標に掲げる中、JICA はジャカルタ首都圏の都市交通課題の解決に必要な交通政策の策定や、公共交通を軸とした都市の形成にかかる技術協力を進めている。「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2」(JUTPI2)では、将来の交通需要に対応するため、2035年を目標年次とする公共交通ネットワークと、現行のジャカルタ首都圏交通マスタープラン(RITJ)の改訂にかかる提言を行った。円借款による MRT 南北線フェーズ1が開業し(2019年3月)、フェーズ2区間の建設工事も進められる等、都市鉄道整備の資金協力も行っている。

インドネシア政府は、整備が進む公共交通の利用促進と一体となったまちづくりに向けて、交通結節点強化や駅周辺整備の必要性を認識し、公共交通指向型開発(Transit-Oriented Development: 以下「TOD」という)のガイドラインを策定しているものの、実施手法に関する検討が進んでいない状況にある。TODの実現を推進するにあたっては、関係する都市計画や交通計画、開発事業者等との多様な関係者間の調整が不可欠であるが、ジャカルタ首都圏における調整・連携メカニズムは充分機能していないことが課題となっている。

かかる状況を踏まえインドネシア政府は、自動二輪車や自動車に過度に依存した都市構造からの脱却し、MRT 等を中心とした公共交通指向型のまちづくりを推進するべく、TODにかかる実施能力の強化を目的として、日本政府に対し技術協

力事業の要請を行った。本事業は、ジャカルタ首都圏における JICA の都市交通分野協力を基盤として、TOD 推進を支援するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本プロジェクトは、ジャカルタ首都圏を対象とし、公共交通指向型のまちづくりに向けた、都市開発方針の策定、調整メカニズムの能力強化、パイロットサイトの開発計画策定を通じて、TOD にかかる中央政府、地方政府の実施能力の強化を図り、もって公共交通システムを基盤としたまちづくりの推進に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ジャカルタ首都圏

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ジャカルタ首都圏都市開発／都市交通分野に関わる政府職員

最終受益者：ジャカルタ首都圏の市民

(4) 事業実施期間

2022年4月～2025年6月を予定（計39カ月）

(5) 事業実施体制（以下、「C/P」という。）

監督官庁：経済担当調整大臣府（CMEA）

実施機関：土地空間計画省/国家土地庁（ATR/BPN）、国家開発企画庁（BAPPENAS）、運輸省（MOT）ジャカルタ首都圏交通機構（BPTJ）、ジャカルタ首都特別州（DKI Jakarta）

協力機関：公共事業・国民住宅省（PUPR/MPWH）、国営企業省（BUMN）、ジャカルタ周辺自治体、各種交通事業者、学識経験者

(6) 上位目標：ジャカルタ首都圏の公共交通システムを基盤としたまちづくりが推進される

(7) プロジェクト目標：ジャカルタ首都圏において公共交通指向型開発にかかる中央政府、地方政府の実施能力が強化される

(8) 成果：

成果1：公共交通指向型都市の開発方針が策定される

成果2：公共交通指向型の街づくりに向けた調整メカニズムの能力が強化される

成果3：パイロットサイトの開発計画が策定される

指標及び目標値：公共交通指向型都市の開発政策のドラフト、関係者間調整メカニズムを活用した協議とその議事録、パイロットサイトにおける TOD 開発計画の策定（総合開発計画、地区計画、駅周辺開発計画）および TOD 事業実施計画、TOD 事業実施にかかるガイドラインの策定

(9) 活動

1-1: 都市開発及び TOD に関する法的枠組み、各法制度・ガイドライン、および法執行状況のレビュー

- 1-2: TOD にかかる民間・政府機関の関与を含む都市開発政策の実現方策（メカニズム）、承認プロセスの明確化
 - 1-3: 現行の土地利用と交通輸送ネットワークのレビュー
 - 1-4: JUTPI2 が提案した TOD の計画フレーム（土地利用、人口分布、公共交通網に沿った都市機能など）のレビュー
 - 1-5: 公共交通沿線の土地利用、人口分布、都市機能、ポテンシャルのある TOD 地区、他の公共交通ネットワーク、環境社会配慮（戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会影響評価）などを踏まえた、TOD 推進に向けた都市開発政策の策定
-
- 2-1: JCC や調整会議など、JABODETABEK の公共交通および都市開発関係者間の調整メカニズムの確立
 - 2-2: 技術的および組織的な問題にかかる、調整メカニズムでの議論および調整
 - 2-3: TOD 推進のための決定と必要な行動にかかる、調整メカニズムでの共有
 - 2-4: TOD 推進に必要な活動にかかる、調整メカニズムによるモニタリング
-
- 3-1: TOD 計画策定のためのパイロットサイトの選定
 - 3-2: 空間計画及び JUTPI2 提案に沿った、選定パイロットサイトの公共交通機関沿線の統合開発計画（土地利用、人口分布、都市機能、輸送ネットワーク、インセンティブシステムなどを含む）の作成
 - 3-3: 統合開発計画に準拠したパイロットサイト周辺の TOD 地区計画（駅周辺の 1-4km² 程度の範囲）の作成
 - 3-4: パイロットサイトにおける公共、商業、住宅、事業施設等の TOD 駅周辺開発計画の作成（戦略的環境アセスメント含む）
 - 3-5: パイロットサイトの TOD 事業実施計画の策定（資金計画、民間セクターの関与、環境社会配慮等含む）。
 - 3-6: TOD 事業実施にかかるガイドラインの策定（5-10 年のロードマップ含む）

第 4 条 業務の目的

「インドネシア国ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 3」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録(Record of Discussions、以下「R/D」という。)に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

第 5 条 業務の範囲

本業務は、「第 4 条 業務の目的」を達成するために「第 6 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第 7 条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第 8 条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) ジャカルタ首都圏における TOD への取り組みと本プロジェクトの狙い

ジャカルタ首都圏では、TOD 関連規則として、「TOD ガイドラインにかかる ATR/BPN 規則」(2017 年)、「TOD 地区開発の交通面に関する技術ガイドラインにかかる運輸省ジャカルタ首都圏交通管理庁(BPTJ)規則」、「TOD 地区開発にかかるジャカルタ首都特別州知事令」(2019 年)が制定されており、TOD の基本的な概念は行政側の理解も進んでいるものと思われる。これら3つの TOD ガイドラインは、いずれも TOD の基本的理念を示しているが、個別の TOD プロジェクトの実施に向けた規制や誘導のための詳細な内容は示されていない。ジャカルタ首都特別州によると、個別プロジェクトには国営企業もしくは国営企業と組んだ民間企業によるマスターディベロッパーが選定され、彼らが提案する都市設計ガイドラインをもとに詳細空間計画を改訂している現状があるとのことで、行政側で公共の利益を考慮した計画・指針をより明確に打ち出していく必要がある。こうした状況の下、インドネシア側は TOD を踏まえた沿線計画、地区計画、駅周辺計画の実際の策定を行いたい意向があり、本プロジェクトはそれを支援することを狙いとしている。こうした活動において、第3条(5)に挙げられた多様な官側関係者に加え、民間セクターとも情報意見交換をしながら、多様なステークホルダーと方針・計画を調整していく必要がある。このため、関係者間合意形成や事業間調整の実務経験、専門性をもつ要員を配置すること。プロジェクトで策定した計画を元に、プロジェクトの終了後に、事業実施につながっていくことや、パイロットサイト以外の場所・自治体での計画策定に参照されていくよう、技術移転を行う。本プロジェクトでは、個別サイトの TOD 計画に限らず、現行の都市開発計画、都市交通計画をレビューしながら、ジャカルタ首都圏全体にかかる TOD 都市開発方針を示し、関係機関間の調整メカニズムを確立していくことも目的としている。

(2) 現行の都市計画、交通マスタープラン(RITJ)との関係整理

ジャカルタ首都圏の空間計画において、空間構造が設定されている。ここで設定された都市機能配置、活動センター、その規模等について、現行交通ネットワークと将来ネットワーク計画との連携も踏まえ、レビューを行う。

ジャカルタ首都圏の交通計画に関しては、JICA は 2001 年から策定及び更新の支援を行ってきた。現行のマスタープランは「ジャカルタ首都圏交通マスタープラン(RITJ)」(2018 年に大統領令化)である。JICA の「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクト フェーズ 2」(2015 年-2019 年)(以下、JUTPI2)では、RITJ を更新し、現在整備が進みつつある MRT1 号(南北)線及び 2 号(東西)線の 2 路線に加え、MRT の新規 8 路線を含む公共交通ネットワークの提案を行った。しかし、同提案は JCC に提出・承認されて以降、インドネシアの正式な RITJ 更新の承認プロセスには乗っていない。

本プロジェクトでは成果 1 において都市計画と交通計画を連携する TOD 都市開発方針の提案を目指しており、都市計画と交通計画の相乗効果を提示することで、関係機関の理解の共通化を図り、JUTPI2 で提案した交通ネットワークの正式承認を後押しする。

(3) プロジェクト実施体制の基本的枠組み

プロジェクト体制図は図1のとおり。経済担当調整大臣府（CMEA）が監督省庁となり、各機関の利害調整役を務める。実施機関は土地空間計画省/国家土地庁（ATR/BPN）、国家開発企画庁（BAPPENAS）、運輸省（MOT）ジャカルタ首都圏交通機構（BPTJ）、ジャカルタ首都特別州（DKI Jakarta）。協力機関は公共事業・国民住宅省（PUPR/MPWH）、国営企業省（BUMN）、ジャカルタ周辺自治体、各種交通事業者、学識経験者を予定している。これら多様な利害関係者間の調整のため、CMEA 副大臣を議長とする Joint Coordinating Committee (JCC) を通じてプロジェクトの方針・活動について議論、共有し、意思決定を図ることとする。プロジェクト実施後も TOD を推進できる実施体制に発展させられるように工夫して協力すること。より頻繁に実務的な意見交換を行う場として、CMEA 副次官補を議長として Executing Committee (EC) を設置する。さらに、プロジェクトの課題毎に Technical Working Group (TWG) を設置できることとし、関係機関の実務レベルと活動・協議を進めることとする。プロジェクトチームの日本側は長期専門家1名と、本業務による団員で構成する専門家チームと JICA となる。長期専門家はプロジェクト期間を通して現地で C/P との連携調整、プロジェクト全体の監理を行う。活動工程、内容について、本業務の構成団員と長期専門家とでの協議の上、具体的な役割分担や連携方法などを決定すること。

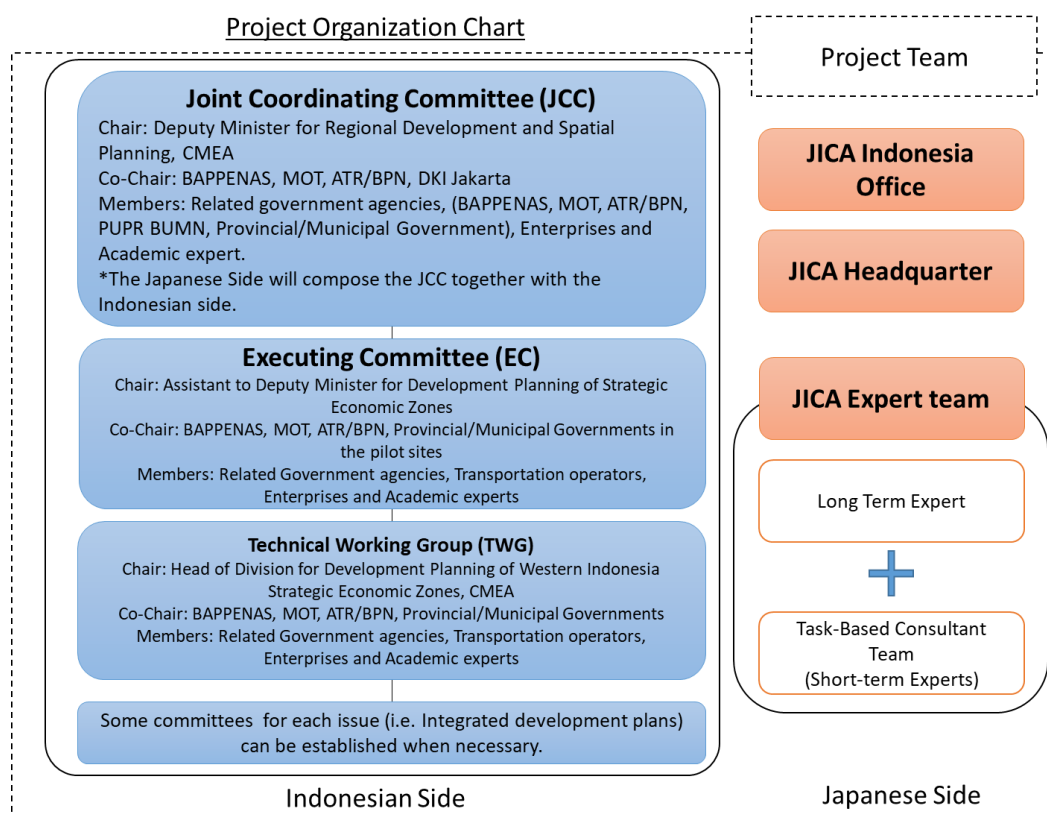


図1：プロジェクト実施体制

(出典：JICA)

(4) 民間セクターとの協働

ジャカルタ首都圏で日系企業は海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）や都市再生機構（UR）などの支援を受けながら、都市開発事業に参画している。うちいくつかは駅と直結したり、地下街開発であったりと、TOD 型の開発を推進しており、民間の TOD 案件への関心の高さが伺える。本プロジェクトでは民間セクターの関心や懸念事項（事業リスクや制度面での要望等）について情報収集・意見交換を行い、我が国の都市システム海外輸出の促進に寄与することを意識して案件を進める。本プロジェクトにおけるパイロットサイトの選定や開発計画策定にあたって、民間事業者（日尼）の意見をヒアリングする。民間事業者との情報意見交換の具体的内容、実施方法についてプロポーザルで提示すること。

(5) 他ドナー等との調整・連携

TOD を明確に掲げた支援はないものの、世界銀行：「国家都市開発プロジェクト」（2019-2024 年）においては、交通、住宅、経済戦略、環境のセクター計画と都市計画の統合を支援している。ドイツ国際協力公社（GIZ）：「インドネシアドイツのグリーンインフラ開発」（2020-2023 年）では、固形廃棄物管理、都市水管理、都市公共交通機関の分野におけるインフラプロジェクトの特定、計画、準備を行っている。TOD 推進可能性を踏まえ、都市鉄道建設や BRT 改善等において、世界銀行、ADB、UNDP、ITDP 等との情報共有や連携を図る。

(6) 円借款事業との関係

MRT 南北線フェーズ 1 が円借款支援により 2019 年に開業した。同路線のフェーズ 2 区間が建設中である。また、MRT 東西線は現在、円借款によるエンジニアリングサービスが実施中である。本プロジェクトはこれら路線沿線の TOD 開発可能性についても、特にパイロットサイト選定時に候補地として検討する。JUTPI2 で提案した MRT 各路線の優先度に関して、TOD 推進の観点からも尼政府と意見交換する。

(7) 現地リソースの活用

本業務の実施に当たり、本項及び「第 7 条 業務の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について検討する。現在想定している特殊傭人は 4 名（都市計画／都市開発、都市交通、組織間連携、CAD オペレータ／GIS、秘書）であるが、効果的なプロジェクト実施に必要なリソースについて、プロポーザルにて提案すること。

加えて、「交通調査」（主に成果 1 の TOD 都市開発方針策定に向けた現行交通計画のレビュー・提案のためのもの）、「交通・利用者・駅周辺現況調査」（主に成果 3 のパイロットサイトにおける TOD 計画／事業実施ガイドライン策定に向けたもの）、「環境社会影響調査」（成果 1 の TOD 都市開発方針策定と、成果 3 のパイロットサイトにおける TOD 計画／事業実施ガイドライン策定に向けたもの）、「不動産市場調査」（主に成果 3 のパイロットサイトにおける TOD 計画策定に向けたもの）は、受注者の監督の下、当該業務について経験・知見を豊富に

有する現地コンサルタントや NGO 等に再委託して実施することを認める。これらの再委託経費をプロポーザルで提案すること。他に再委託が適当と考えられる調査等があれば、プロポーザルで提案すること。

(8) 外部有識者及び JICA 職員との検討会

本プロジェクトでは、外部有識者、JICA 職員と TOD 計画策定に向けた検討会を、プロジェクトの進捗を踏まえながら、必要に応じて行う。検討会は、発注者が主催し、場所は発注者の事業所の会議室もしくはオンラインとする。受注者は、会議開催の準備と振り返り作業（参加者の日程調整、日時の調整確定、議事次第の作成、議事録の作成等）を行う。

また、受注者は、長期専門家と協働して、検討会においてプロジェクトの内容、進捗状況等について説明し、質疑応答と意見交換を行う。検討会の結果を踏まえ、受注者は JICA の指示に基づきプロジェクト活動への反映などの必要な対応を行う。

検討会に出席する外部有識者は、JICA で選定し、かかる費用（謝金、交通費等）は JICA が直接支給する。

【各成果の位置付けと協力アプローチ】

(9) 成果 1：公共交通指向型都市の開発方針が策定される

ジャカルタ首都圏の都市計画及び都市交通の両面から現行計画のレビューと TOD にかかる課題分析を行った上で、ジャカルタ首都圏で適用することが考えられる TOD の開発方針とその実現方策を取りまとめる。TOD の開発方針は、現行の空間計画と交通マスタープランを連携させるものとなるよう、まとめ方を工夫すること（図 2 参照）。これによって、JUTPI2 の将来ネットワーク提案が反映された改訂ジャカルタ首都圏交通マスタープラン(RITJ)の承認を後押しする。また、TOD 推進の観点から必要に応じ、既存計画において見直すべき事項を整理する。

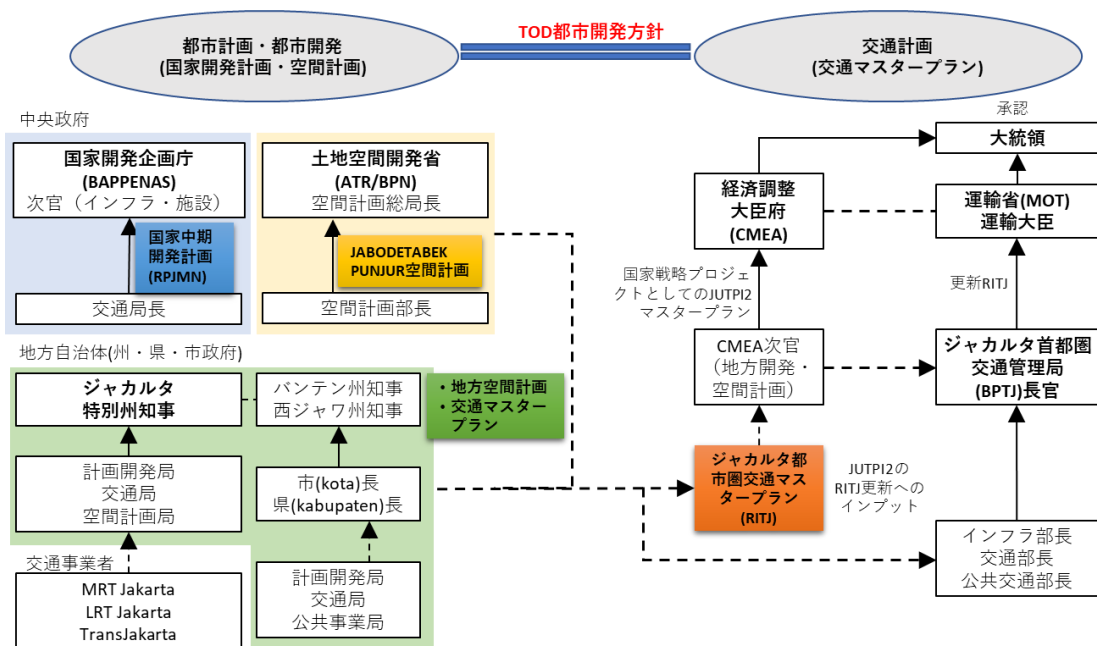


図2：空間計画・交通マスタープランの承認にかかる関係機関とTOD都市開発方針の位置づけ

(出典: JICA 詳細計画策定調査報告書)

(10) 成果2：公共交通指向型のまちづくりに向けた調整メカニズムの能力が強化される

TOD 政策・計画・事業の推進にあたり、各機関の業務所掌及び組織体制を明確化し、強化する。TOD 都市開発方針は中央政府機関が主体となり、サイト計画策定は地方自治体が主体となるため、本プロジェクトでは成果目標によって関係者が変化する。ジャカルタ首都圏都市交通の優先課題、TOD 開発方針をプロジェクト期間中もその後も検討・実施していける体制が確立できるよう、協力アプローチを工夫すること。

(11) 成果3：パイロットサイトの開発計画が策定される

パイロットプロジェクトの目的は、TOD アプローチの実践を通じて、課題や問題点を解明するとともに、関係機関の計画策定能力の向上を図ることである。対象地の選定クライテリアなどは7. 業務の内容を参照のこと。公共の利益のために TOD 地区の開発方向性・指針となる TOD コンセプトプランの枠組みが計画体系のなかで位置付けられ、民間開発を適切に規制・誘導できるようになることを目指す。

インドネシア側で策定済みの TOD ガイドラインをもとに、パイロットサイト (駅回りの開発計画策定) での事業推進に必要な整備基準や規制・誘導方針等を示す実施細則を本プロジェクトで作成する。

なお、パイロットプロジェクトのスコープは、TOD の計画策定までであり、実際の工事等は C/P が予算を確保の上で実施することになる。C/P が本プロジェクト終了後に自らの力で TOD 事業を実現していけるように本プロジェクトの協力ア

プローチを工夫すること。また本プロジェクトのパイロットサイト以外の場所での TOD 計画策定にも参考となるよう、プロジェクト期間中にワークショップ等を行うなど、技術移転の仕方を工夫すること。

図3は、本プロジェクトで目指す成果がジャカルタ首都圏の法制度上どこにインプットを行うか、どう位置づけられるかを示した参考資料である。

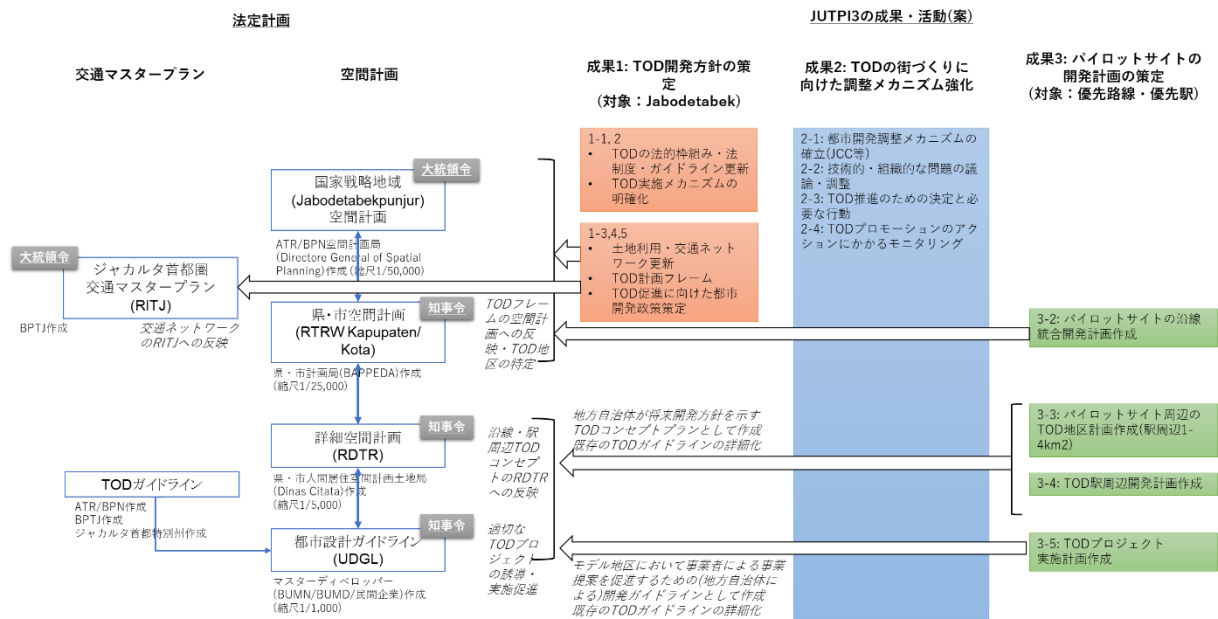


図3：本プロジェクトの成果の法制度上の位置づけ

(出典: JICA 詳細計画策定調査報告書)

(12) 本邦研修・第三国研修・現地国内研修 (TOD セミナー/ワークショップ)

本プロジェクトでは、本邦研修及び現地国内研修を次のとおり実施する。本邦研修の目的は日本における TOD の経験を共有することであり、プロジェクト期間中に 3 回実施、1 回あたりの参加者は 10 名程度、期間は 2 週間程度を想定する。現地国内研修 (TOD セミナー/ワークショップ) の目的は、プロジェクトの進捗・成果の共有である。ジャカルタ首都圏にある適切な会場 (状況に応じ、オンラインやハイブリッド型も検討) で開催する。プロジェクト期間中に 3 回程度を想定する。

本邦研修の実施に際しては、事前のオンライン講義等の活用も検討し、視察・意見交換の時間を十分に取れるよう配慮するとともに、研修期間中に C/P によるアクションプランが作成されるよう、検討・協議・作成に必要な時間を確保すること。

研修を実施する際は、講師等との連絡調整、謝金支払い等の手続きを行う。当該業務に係る経費に関しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン (2017 年 6 月)」を参照すること。

上記の研修目的を踏まえ、本邦研修及び現地国内研修の具体的な内容 (研修内容、研修講師等) についてプロポーザルで提案すること。研修回数については記

載の通りであるが、研修の増減の必要があればプロポーザルで理由とともに提案すること。

【プロジェクト活動に取り入れる視点】

(13) 環境社会配慮の視点

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、環境カテゴリ B に指定されている。本プロジェクトは技術協力であり、建設工事を伴う活動は含まれず、TOD 開発に向けた計画策定に留まるため、本プロジェクトの活動自体が環境社会への影響を及ぼすものではないと考えられる。ただし、本プロジェクトで策定した計画を事後的に実施する段階で、何らかの環境社会影響が生じる可能性も有り得るため、計画策定時点から必要な環境社会配慮を検討し対策できるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)3.4.3の4. 開発計画調査型技術協力の本格調査段階(マスタープラン調査)の考え方を準用し、戦略的環境アセスメント(SEA)を実施することとする。成果1における公共交通指向型都市の開発方針の策定と、成果3におけるパイロットサイトのTOD 駅周辺開発計画の策定に際して、SEAを実施する。SEAのための情報収集分析は現地再委託を可とし、本業務の団員が取りまとめるものとする。主な調査項目は以下のとおり。

- 1) インドネシアの環境・社会配慮に関する法的枠組み・制度の確認
 - ① 環境・社会配慮に関する法規制・基準(EIA、再定住、住民参加、情報開示など)
 - ② JICA ガイドラインとインドネシアの環境社会配慮に関する法的枠組みとのギャップ
 - ③ プロジェクトの実施に責任を持つ関係機関と、EIA や SEA を含む環境社会配慮におけるそれら機関の役割
- 2) 関係機関との連携による SEA 実施方法の検討及びステークホルダーの検討
- 3) 戦略シナリオ、開発計画、プロジェクトの優先順位付けなど、策定された政策や計画を考慮した代替案の検討
- 4) SEA 対象シナリオ、計画、プロジェクトの優先順位付け、パイロットケーススタディサイト、または代替案に関して、ベースラインデータとなる既存の環境社会に関する現況データの収集・確認
- 5) スコーピング
- 6) スコーピングに基づく事業の影響の予測
- 7) 計画の影響可能性評価と「事業なし」の選択肢を含む代替案の比較分析・最適案の選定
- 8) 最適案における緩和策の検討(回避、最小化、補償の対象となるもの)

9) 最適案の緩和策に基づいたモニタリング方法（モニタリング項目、頻度、方法）の検討

10) 関係者協議の開催支援

(14) 気候変動緩和策の視点

本プロジェクトは公共交通指向型開発を推進するものであり、気候変動対策（緩和策）に貢献する案件と位置付けられる。については、「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)（緩和策）（3. 道路、橋梁、鉄道などによる渋滞緩和等（旅客））」を参考に、本プロジェクト（主に成果1：公共交通指向型都市の開発方針の策定）を通じた温室効果ガス削減量を推計し、結果を取り纏める。

(15) ジェンダー配慮、多様な利用者への配慮の視点

本プロジェクトはジェンダー活動統合案件に分類されている。TOD 開発計画や事業実施ガイドライン作成にあたり、公共交通機関や交通結節点の利用について、ジェンダー平等の視点や女性・高齢者・子供・身体的弱者等多様な利用者の視点（安全性・利便性等）を考慮した内容とする。

【プロジェクト実施にかかる留意点】

(16) プロジェクトのモニタリング

プロジェクトの実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring sheet を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素等、がある。受注者は、6 か月に1 度を目途に、C/P（特に CMEA と）長期専門家と協議の上、Monitoring Sheet を作成し、JICA インドネシア事務所に提出する。

(17) 使用言語

C/P との間で取り交わされる書類の言語は英語あるいはインドネシア語になる。については、活動に必要な翻訳の費用を計上すること。C/P には英語を不得手とする者も多いため、現地で通訳やアシスタントを起用する等、円滑なプロジェクト実施のための体制を整備すること。

(18) 効果的な広報

ジャカルタ首都圏で TOD を推進する機運を高められるよう、行政、民間企業、一般市民を含めた幅広い関係者の TOD に対する理解向上に資する広報活動を積極的に実施すること。

また、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をインドネシア日本両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえるような広報にも取り込むこと。具体的には、JICA ウェブサイト上にプロジェクトページを立ち上げ、研修やセミナー、JCC 等の取組みについて積極的に広報を行う。JICA ウェブサイトに限らず、C/P のウェブサイトでもプロジェクト概要および進捗等を発信することも検討すること。

(19) プロジェクトの柔軟性の確保について

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、長期専門家とも協議（相談）の上、必要に応じてプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA はこれら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P との合意文書の変更、本業務実施契約の契約変更等）を取ることにする。

活動内容の変更を要する場合は、受注者が JICA に事前に相談し、合意を得る。その上で、C/P との協議結果とともに、R/D 変更のためのミニッツ（Minutes of Meeting: M/M）（案）及び同 M/M に添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、JICA に提出する。

(20) コロナ禍でのプロジェクト実施

新型コロナウイルスの影響を受け、従前のように現地に渡航して日本人専門家がプロジェクト活動を実施していくことは厳しい状況が続き、本邦からの遠隔による業務の可能性はある。については、インドネシア国内の人材との協働体制を強化し、日本人専門家の渡航が難しい場合でもプロジェクト活動を継続できるような体制を構築する必要がある。コロナ禍での効果的なプロジェクト実施体制について、日本人専門家と現地リソースの役割分担を含めてプロポーザルで提案すること（遠隔で従事しうる実施体制、遠隔を補完する現地側のサポート体制等）。

なお、現地への渡航計画を検討するにあたっては、現地でしか行えない活動を吟味した上で効果的な渡航時期及び回数にするとともに、各滞在の渡航期間を長めに設定する等の工夫を取り入れること。

第7条 業務の内容

【全体にかかる活動】

(1) ワーク・プラン及び Monitoring Sheet の作成・協議

本プロジェクトの詳細計画策定結果等の既存の関連資料・情報等をレビューした上で、詳細なプロジェクト実施内容やスケジュールを検討し、長期専門家と具体的な役割分担や連携方法などについて協議する。それを踏まえたワークプラン及び Monitoring Sheet Ver.1 に取りまとめる。内容を C/P（CMEA）に説明・協議し、基本

的了解を得る。Monitoring Sheet については、6 か月おきに CMEA と日本側専門家チームと共同で更新版を作成し、JICA インドネシア事務所に提出する。

(2) JCC の開催

以下の業務を目的に、長期専門家と協議（相談）の上、半年から少なくとも一年に一回（必要に応じての開催もあり得る）の開催頻度で JCC を実施する。JCC の議長は CMEA が務める。

- ① PDM に基づき、ワークプランについて議論し承認する。
- ② 各成果にかかる方針、計画を議論し、承認する。
- ③ 全体の進捗をレビューした上でモニタリングと評価を実施し、必要に応じて計画を修正する。
- ④ プロジェクト実施にあたってのその他の重要な問題について議論する。

(3) EC、TWG の設置・運営

EC は上記 JCC での承認事項について、各機関の担当課長級でより頻繁に情報意見交換を行う場として設置される。JCC でのスムーズな承認に向け、EC で活発な意見交換、方針のすり合わせを行うこと。

TWG は各課題毎（パイロットサイトでの TOD 計画策定等）に必要に応じて設置が可能であり、C/P 機関と協働し、必要性やメンバーの提案などを本業務で行い、実務レベルのコミュニケーションの場として活用すること。

(4) 事業完了報告書の作成

本業務の契約全期間の活動状況を事業完了報告書として取りまとめる。同報告書の作成プロセスにおいては、プロジェクト完了時点での目標達成状況や懸案事項を明らかにするとともに、プロジェクト終了後のフォローアップの必要性についても確認する。

【成果 1 から成果 3 にかかる活動】

(5) 各成果に向けた活動

本プロジェクトの詳細計画策定結果を踏まえ、以下の活動を想定している。競争参加者はプロジェクトの趣旨に鑑みて、各活動のスケジュールや具体的な実施方法の詳細をプロポーザルに提案すること。

成果 1：公共交通指向型都市の開発方針が策定される

都市計画及び都市交通の両面から現行計画のレビューと TOD にかかる課題分析を行った上で、ジャカルタ首都圏で適用することが考えられる TOD の開発方針とその実現方策を取りまとめる。具体的活動は次のとおり。

活動 1-1：都市開発及び TOD に関する法的枠組み、各法制度・ガイドライン、および法執行状況のレビュー

および

活動 1-2: TOD にかかる民間・政府機関の関与を含む都市開発政策の実現方策（メカニズム）、承認プロセスの明確化

インドネシア国およびジャカルタ首都圏における現行の空間計画や土地管理にかかる法制度や関連組織、各種計画や承認プロセスの確認と明確化(可視化)を行い、その上で TOD 推進のための法制度やメカニズムについて提案を行う。

活動 1-3：現行の土地利用と交通輸送ネットワークのレビュー

および

活動 1-4: JUTPI2 が提案した TOD の計画フレーム（土地利用、人口分布、公共交通網に沿った都市機能など）のレビュー

現行の土地利用と交通輸送ネットワークおよび JUTPI2 が提案した TOD の計画フレームを確認し、情報のアップデートを行う。必要に応じ、計画フレームの見直し、交通輸送ネットワークへの改善提案等を行う。JUTPI2 で提案しきれなかった、路線開発の優先順位についても検討し、インドネシア政府側と議論する。

活動 1-5: 公共交通沿線の土地利用、人口分布、都市機能、ポテンシャルのある TOD 地区、JUTPI2 提案の公共交通ネットワーク、土地保有状況、土地の現在と将来価値などを反映した、TOD 推進に向けた都市開発政策の策定

活動 1-1~1-4 でレビューした都市空間計画と都市交通計画を連携させる、TOD 都市開発方針を提案する。ジャカルタ首都圏内の都市機能と拠点の位置、各公共交通路線の役割など、都市構造を形成する都市交通軸との観点から、現行の計画において見直すべき事項を整理する。インドネシア側は MRT に限らず、BRT、LRT、KRL といった公共交通の様々なモードを含めての開発方針検討を期待している。都市空間計画と現行および将来の交通ネットワーク計画が連携することの効果を示し、JUTPI2 の提案の正式な承認を後押しすることも期待される。本活動による都市開発方針提案は ATR/BPN がメインの受領機関となることが想定されるが、がインドネシア政府の政策として承認されるプロセスについて、活動をとおして確認する。

成果 2：公共交通指向型のまちづくりに向けた調整メカニズムの能力が強化される

活動 2-1: JCC や調整会議など、JABODETABEK の公共交通および都市開発関係者間の調整メカニズムの確立

活動 2-2: 技術的および組織的な問題にかかる、調整メカニズムでの議論および調整

活動 2-3: TOD 推進のための決定と必要な行動にかかる、調整メカニズムでの共有

活動 2-4: TOD 推進に必要な活動にかかる、調整メカニズムによるモニタリング

活動 2-1~2-4 では、JCC、EC、TWG の枠組みを活用し、また日常的なコミュニケーションを通して、TOD 政策・計画・事業の推進にあたり、各機関の業務所掌及び組織体制の明確化と、利害調整、連携の強化を図る。これにより、TOD 事業の推進にあたっての課題に応じた改善点が事業制度に反映され、各種許認可や手続きなどの円滑化が図られることが期待される。本プロジェクト期間終了後にも関係機関が円滑に連携できる体制を整えることを目指す。また、インドネシア政府の TOD 開発にかかる民間セクターとの窓口を明確化するなど、行政の枠を超えた展開を意識して、体制の提案を行う。第 6 条実施方針及び留意事項（1）に記載のとおり、関係者間合意形成や事業間調整の実務経験、専門性をもつ要員を配置すること。本プロジェクトでは、長期専門家が CMEA に 2022 年 4 月からプロジェクト期間終了まで派遣される予定であり、インドネシア側とのコミュニケーション・調整にあたっては、長期専門家とよく連携すること。

成果 3: パイロットサイトの開発計画が策定される

活動 3-1: TOD 計画策定のためのパイロットサイトの選定

ジャカルタ首都圏において TOD 計画策定のパイロットサイトを選定するために必要な調査を行う。選定のクライテリアとして、インドネシア政府とは詳細計画策定調査で以下を合意しているが、詳細なクライテリアはプロジェクト開始後に決定し、それに基づいてサイトを選定する。

- ① 用地取得可能性が高いこと。
- ② BRT, LRT, MRT 等の交通結節点となること。
- ③ 高い需要・開発ポテンシャルが見込めること。
- ④ インドネシア政府や当該地区の自治体の開発意欲・コミットメントがあること。
- ⑤ 現行の開発計画と合致し、TOD 開発地区としてインドネシア政府のリストに挙がっていること。
- ⑥ ①既成市街地の再開発エリア、②郊外の新規開発エリア、③交通結節点の強化が見込まれるエリアの 3 か所の選定を想定。

以下の活動 3-2~3-5 については、選定されたパイロットサイトの場所・特徴に応じて、どの計画策定に重点を置くか、プロジェクトチーム（C/P、本業務、長期専門家および JICA）で議論・検討し決定する。

活動 3-2: 空間計画及び JUTPI2 提案に沿った、選定パイロットサイトの公共交通機関沿線の統合開発計画（土地利用、人口分布、都市機能、輸送ネットワーク、インセンティブシステムなどを含む）の作成

選定パイロットサイト駅沿線の土地利用状況・計画及び交通計画の情報収集及びレビューを行い、各駅周辺地区の特徴（開発面積、開発のコンセプト、インフラ整備概要等）を整理する。必要に応じてその特徴づけや土地利用計画等に、提案を行う。それを踏まえて、その路線のジャカルタ首都圏における位置づけ・都市機能的

特徴・開発方針を整理・提案する。提案する沿線統合開発計画の実施促進のために、インセンティブシステム等の民間事業誘導方策を含めて提案する。

活動 3-3：統合開発計画に準拠したパイロットサイト周辺の TOD 地区計画（駅周辺の 1-4km² 程度の範囲）の作成

公共交通の駅を中心とした、地区計画を策定する。地区計画策定にあたり、自治体、住民、民間等による協議体の設定については、管轄自治体と協議すること。パイロットサイト周辺の土地・地権者・地価の詳細情報の収集、各種計画図の作成、イメージパースの作成を行う。

活動 3-4：パイロットサイトにおける公共、商業、住宅、事業施設等の TOD 駅周辺開発計画の作成

選定されたパイロットサイト駅回りの TOD 開発計画を策定する。駅交通結節施設、開発可能性が高い街区および当該街区と駅の接続空間をパイロットサイトと想定している。公共、商業施設や公団住宅等も検討に含む。導入可能な開発規制及び誘導の方策も含む。交通結節点整備の具体的な取り組み方策も検討する。

活動 3-5：パイロットサイトの TOD 事業実施計画の策定（資金計画、民間セクターの関与、環境社会配慮等含む）。

活動 3-4 で作成した TOD 駅周辺開発計画について、資金計画を含めた事業実施計画を策定する。同計画で、事業実施に必要な事業（駅、建物、交通結節点等）間の調整を行うものとなる。自治体他関係機関の役割、タイムラインを具体的に整理し、実行可能な形で実施手順をまとめる。

各パイロットサイトの個別事業に対して、SEA を行う。SEA の方法論は JICA、C/P と協議しながら検討すること。

活動 3-6：TOD 事業実施にかかるガイドラインの策定（5-10年のロードマップ含む）

活動 3-5 で策定した事業実施計画を一般化し、他の地区での事業計画策定に際して参照できる形のガイドラインとする。鉄道等交通事業と沿線の地域開発事業間の優先順位付けなどにも参考となるものを想定している。

第 8 条 報告書等

（1）作成・提出する報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における中間成果品は Monitoring Sheet、最終成果品は事業完了報告書とし、それぞれ (2) の技術協力資料等を添付するものとする。なお、各報告書の記載項目（案）は執筆前に発注者と確認すること。

レポート名	提出時期	部 数
-------	------	-----

業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	業務締結後から10営業日以内	和文:2部(簡易製本)、 電子データ
ワークプラン	業務開始から約1ヶ月後 (第1回JCCでのワークプラン承認後)	英文:2部(簡易製本)、 電子データ 尼文:10部(簡易製本)、 電子データ
Monitoring Sheet	業務開始から約1ヶ月後。その後6ヶ月毎に更新したものを提出。	尼文及び英文又は和文(電子データ)
事業完了報告書	契約終了時 ※案件終了3か月前にC/Pと報告書(案)を作成し、JICAに提出すること。	和文:3部(製本)及び 電子データ 英文:3部(製本)及び 電子データ 尼文:10部(製本)及び 電子データ

事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本(ホットキス止め可)とする。報告書等の印刷、電子化の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020年1月)を参照する。

(2) 技術協力作成資料

受注者が直接もしくは受注者がC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、Monitoring Sheetに添付して提出することとする。また、事業完了報告書提出時には、資料一式を別冊として提出することとする。

- 1) TOD推進に向けた都市開発政策の策定(成果1で作成するもの)
- 2) パイロットサイトの公共交通機関沿線の統合開発計画(成果3で作成するもの)
- 3) パイロットサイト周辺のTOD地区計画(成果3で作成するもの)
- 4) パイロットサイトにおけるTOD駅周辺開発計画(成果3で作成するもの)
- 5) パイロットサイトのTOD事業実施計画と事業実施にかかるガイドライン(成果3で作成するもの)
- 6) 研修教材(セミナー/ワークショップの資料含む)

(3) コンサルタント業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 業務フローチャート
- 3) 活動に関する写真、動画（必要に応じ）

（4）主要な報告書以外の提出物

1) 議事録等

JGCやその他のC/Pとの主要な会議、各報告書説明・協議については、実施後に議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5営業日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。

2) 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

3) プロジェクト紹介パンフレット

プロジェクト期間中にプロジェクト紹介パンフレット（A3サイズ2程度）を作成し、電子データをJICAに提出する。データ形式及び提出時期はJICAと協議の上決定する。

4) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象地域の現状や都市課題が把握できるもの、②C/Pや現地の住民と協働での活動の様子が把握できるものとし、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

- 写真の著作権についてはJICAに帰属するものとし、広報用素材としてJICA の各種媒体への活用が想定している。
- 広報用に一般公開する写真については肖像権に問題がないことが条件となるため、提出に際して、被写体となる人物全員からの撮影・掲載許可の取得状況についても明示すること。（イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無等について告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促す。）
- 提出時期：プロジェクト中間及び終了時点
- 形式：JPEGファイル

- 枚数：プロジェクト期間全体を通じ50枚程度

(5) その他

その他、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(6) 報告書等の仕様及び作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書は、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保し、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、外国文についても当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を行い、読み易いものとする。
- 2) 各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に提出し承諾を得ること。
- 3) 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- 4) 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- 5) 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- 6) 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行い、C/Pへの広範囲な技術移転、技術蓄積を図るよう留意すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年3月に業務を開始し、2025年6月をもって業務を完了することとする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 52.00 人月（現地：48.60人月、国内3.40人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／都市開発（2号）
- ② 都市交通・公共交通計画（2号）
- ③ 土地利用計画／地区計画
- ④ 建築・駅施設・駅周辺開発
- ⑤ 都市開発事業計画
- ⑥ 交通結節施設計画／交通需要予測
- ⑦ 環境社会配慮・気候変動対策
- ⑧ 合意形成／研修／広報

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

- 交通調査（成果1のTOD都市開発政策策定に活用する。インドネシアの現行交通計画・JUTPI2が提案した交通ネットワークのレビューに活用する。）
- 交通・利用者・駅周辺現況調査（主に成果3の地区計画、駅周辺計画に活用する。）
- 環境社会配慮（主に成果3の成果1のTOD都市開発政策策定時のSEAと、パイロットサイトのSEAを行うもの。）
- 不動産市場調査（主に成果3のパイロットサイト沿線計画、地区計画、駅周辺計画用に活用する。）

上記以外にプロジェクトの効果的な実施のために必要なものがあれば、プロポーザルにて提案し、必要経費は本見積りに含めること。なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う必要がある。プロポーザルで提案する場合には、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ3」詳細計画策定調査結果報告書
- プロジェクト要請書

2) 公開資料

- 「ジャカルタ首都圏都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2」完了報告書(2019年) https://openjicareport.jica.go.jp/735/735_108.html
- 「インドネシア国 JBODETABEK 地域公共交通戦略策定プロジェクト」最終報告書(2012年) https://openjicareport.jica.go.jp/735/735_108.html

(5) 対象国の便宜供与

2022年1月締結予定の基本合意文書(R/D)に基づくものとする。オフィススペースはCMEAの建物内に準備されている。

(6) その他留意事項

1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

2) 安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所、在インドネシア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3) 通訳の備上

活動に必要な範囲で通訳の備上を認める。必要経費は本見積りに計上すること。

4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上